

主な活動内容

除草

除草により、公園の美観を保つとともに、害虫の発生を予防したり、公園内の見通しを確保したりします。

清掃

公園は、市民の憩いや子ども達の遊びの場ですので、清掃により、誰もが気持ちよく利用できるよう「きれいな公園」を維持します。

遊具や樹木などの見回り・点検

公園内の施設や遊具などに破損や危険な箇所が無いか見回り・点検し、「安全な公園環境」を維持します。市においても定期的な点検を行っており、公園愛護協会の点検結果と併せ、必要に応じて修繕等を行っています。

公園利用のマナー向上

公園内で、危険な遊びをしない、犬の首輪を外さない、ゴミを捨てないなど、公園利用のマナーについて、啓発活動にご協力をお願いしています。

※上記について、詳しくは「郡山市公園愛護協会 活動の手引き」をご確認ください。



公園愛護協力会活動中。 こんなときは…?

公園緑地課までご連絡ください。

電話番号 **024-924-2361**

- 公園の草刈り・ごみ拾いで集めた草・ごみを回収してほしい
- 公園施設(トイレ、照明、遊具など)が壊れている、その他の危険箇所や異変に気付いた
- 活動中にケガや事故にあった
- 公園愛護協会の役員に変更があった

市の支援

公園・緑地の管理面積に応じた報償金を支給するとともに、ごみ袋の配布や作業に必要な物品の貸出しなども行っています。

- 活動資金 10,000 円/年1回支給(3月)など
- 支給物品 ごみ袋(45ℓ)
- 貸出物品 竹ぼうき、熊手、かま、ごみばさみ、動力噴霧器2台、高枝切りばさみ、刈払機(肩掛式)2台、自走式草刈機2台
- 「郡山市まちづくり活動保険」適用

活動への参加

新たに団体を結成する場合

公園愛護協力を新規に結成するときは、「郡山市公園愛護協会要綱」に基づき、所定の手続きが必要になります。

- 1 結成** 5人以上の賛同者が必要です。
- 2 届出** 公園愛護協会結成届(第1号様式)に公園愛護協会役員名簿(第2号様式)を添えて、公園緑地課へ届出(随時受付)
- 3 審査** 市が届出の内容等について審査します。
- 4 通知** 届出の内容が適当と認められたときは、代表者に公園愛護協会承認書(第3号様式)を通知します。

すでにある団体に加入する場合

団体の連絡先がわかる場合

加入したい団体へ直接連絡してください。

団体の連絡先がわからない場合

公園緑地課へご連絡ください。団体の連絡先等をご案内します。

各種様式や活動中の団体の紹介など詳しくはウェブへ!

郡山市 公園愛護協会

検索

